

高度化促進補助金（組織化）交付要綱

（通則）

第1条 高度化促進補助金（組織化）（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市中小企業振興条例（平成29年福岡市条例第46号。以下「条例」という。）、福岡市中小企業振興条例施行規則（平成29年福岡市規則第80号。以下「施行規則」という。）及びこの要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例、施行規則及び補助金規則において使用する例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 総会、理事会その他の組織化のために必要な会議の開催
- (2) 福岡県、法務局等に提出する書類の作成その他の組織化のために必要な事務の委託
- (3) 組織化に必要な事務に要する備品、物品等（机、椅子その他の当該補助事業者の通常の運営に用いるものを除く。）の購入

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 印刷消耗品費
- (2) 委託料
- (3) 借損料
- (4) 備品購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、組織化組合とする。

2 補助対象者は、公募により募集する。

（補助対象期間）

第6条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（暴力団の排除）

第7条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）

第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者又は補助事業者に対し、当該補助対象者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- 5 前項の個人情報の提出は、別記様式によるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

役員名簿

【組織化組合名：】

役職名	フリガナ	性別	生年月日	
	氏名			
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日

※該当する性別・元号を○で囲んでください。

※役員全員を記載してください。

この役員名簿の個人情報について、この補助金からの暴力団排除のため市長が福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

団体名
所在
代表者 氏名

印